

自転車活用推進部会委員の選出について

1 理由

自転車活用推進部会は、令和元年 5 月 28 日に長野市自転車活用推進計画策定のため設置しました。計画策定に向けた部会で審議を重ね、令和 2 年 6 月 30 日開催の部会において計画（案）が整ったことから、部会委員の任務が一区切りとなりました。

今後は、自転車活用推進計画に掲げる施策の推進と進捗管理を行うため、長野市公共交通活性化・再生協議会の構成団体から新たに委員を選出する。

2 内容

(1) 部会の任務等を「自転車活用推進計画に関する事項」に改める。

(2) 部会の委員を、自転車活用推進計画の推進体制に定める「長野市自転車活用推進部会」の構成団体（学識経験者、利用者代表、民間諸団体、関係行政機関（道路管理者、警察等））から委員を新たに選出する。

3 設置要領の改正

別紙（案）のとおり

長野市公共交通活性化・再生協議会「自転車活用推進部会」設置要領（案）

令和 3 年 3 月 26 日

長野市公共交通活性化・再生協議会

（趣旨）

第 1 長野市公共交通活性化・再生協議会（以下「協議会」という。）が、長野市地域公共交通網形成計画に位置付けられた事業を実施するため、協議会規約第 10 の規定に基づき設置する自転車活用推進部会（以下、「部会」という。）について、組織、任務等を定めるもの。

（任務等）

第 2 部会は次に掲げる任務等を行う。

- （1）自転車施策の総合的な推進に関する事項
- （2）自転車活用推進計画策定に関する事項
- （3）その他必要な事項

（組織）

第 3 部会の委員は、次に掲げる所属団体等で構成する。

団 体 名	職 名	氏 名	備 考
国土交通省 関東地方整備局 長野国道事務所	交通対策課長	園部 一男	
長野県長野建設事務所	企画幹兼計画調査課長	増澤 邦彦	
長野県長野中央警察署	交通第二課規制係長	谷澤 孝	
長野県長野南警察署	交通課交通係長	宮澤 太一	
信州大学	名誉教授	高木 直樹	部会長
長野市地域女性ネットワーク	会長	柳原 静子	
長野市交通安全家族連絡会	代表	丸山 幸恵	

- （1）委員の報酬は、無報酬とする。
- （2）委員が、やむを得ない理由により部会に出席できない場合は、代理人が部会に出席することができる。

（事務局）

第 4 部会の事務局は、長野市地域・市民生活部地域活動支援課、長野市建設部道路課
長野市都市整備部交通政策課におく。

第1章 計画の推進体制と進捗管理

1 推進体制

計画の目標達成に向け、庁内の関係部署が緊密に連携しながら、個別の施策・事業の実施状況を確認するとともに、課題等を検討し、施策の推進を図ります。

また、進捗状況については、道路管理者、警察、学識経験者、自転車関係者等で構成する「長野市自転車活用推進部会」に毎年報告し、計画全体の進捗状況の評価や事業の見直し等を確認します。長野市自転車活用推進部会は、本計画の上位計画である「長野市公共交通ビジョン」の進捗管理を担う「長野市公共交通活性化・再生協議会」の部会であることから、公共交通ビジョンに基づく各種施策とも連携しながら、各施策を推進します（図 21 参照）。

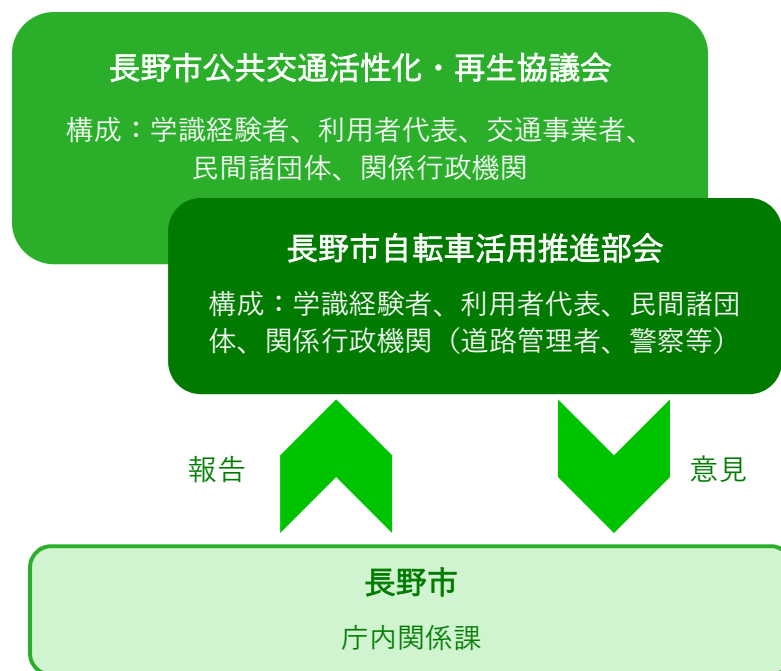


図 21 本計画の推進体制

2 進捗管理

本計画を確実に推進するためには、計画に基づいて施策を実施するとともに、その結果について評価・検証し、必要に応じて施策の内容を見直すといったフォローアップが欠かせません。そこで本計画の進捗管理は、PDCA サイクル（「Plan(計画)」、「Do (実行)」、「Check (検証)」、「Action (改善)」）を適用し、継続的かつ着実な展開を図ります。

なお、計画の進捗状況については、毎年度開催する長野市自転車活用推進部会へ報告し、取り組みについての助言を受けることとします（フォローアップ）。フォローアップの実施結果は各年度の実績としてとりまとめ、公表します。

また、自転車ネットワーク路線については、短期整備期間中に整備状況の進捗管理や整備の効果検証を行い、必要に応じて見直しを行います。